

子ども医療費助成事業

(現物給付方式)のお知らせ



対象児童

北中城村に住民登録があり、各種健康保険に加入している児童
(生活保護など、医療扶助を受けている場合は対象となりません。)



助成対象期間

「北中城村民になった日(出生・転入)」から

「中学校卒業時(15歳に達した日以後の最初の3月31日)」または「転出日」まで

助成内容

助成内容	対象児童	給付方法
通院 ・ 入院	0歳～中学校卒業時まで 15歳に達した日以後最初の3月31日まで	中学校3年生まで現物給付

子ども医療費助成受給資格者証の交付手続き

中学卒業まで
一部負担金
なし!!



北中城村役場 こども未来課で「受給資格者証」を交付します。

受給資格者証の交付に必要なもの(①～④は全員。⑤は該当者のみ)

必要なもの		備考
①	健康保険被保険者証 又は 資格確認書	◆対象児童の氏名が記載されているもの
②	対象児童のマイナンバー	
③	被保険者のマイナンバー	
④	普通預金通帳	◆受給資格者(保護者)ご本人名義のもの (父・母)
⑤	「高額療養費」 支給の有無を 確認する場合	◆「転入」または ◆「対象者の税情報が北中城村で確認できない」 <u>(1月1日時点、対象者の住所が村外にある)場合のみ提出</u> <u>証明書は1月1日に住民登録があった市町村で発行できます。</u>
	健康保険被保険者の 「課税 or 非課税」 がわかる証明書 (父・母)	※(例) 受給資格取得日(出生・転入日)が ・「1月2日～7月31日」の期間の場合 → 前年度(前々年分所得)の証明書を提出 ・「8月1日以降」の場合 → 現年度(前年分所得)の証明書を提出

☆代理人の方が手続きに来庁される場合は、委任状の提出が必要です。

注意事項 ～下記の内容をよくお読みください～

ピンク色の「北中城村子ども医療費助成金受給資格者証（現物給付）」を、沖縄県内の現物給付を導入している医療機関等で提示して下さい。

また、次の場合は「現物給付」の取扱対象外となります。

- ① 医療機関等を受診する際、「北中城村子ども医療費助成金受給資格者証（現物給付）」を提示しなかった場合
- ② 沖縄県外の医療機関等で受診した場合
- ③ 沖縄県内の「現物給付方式」を導入していない医療機関等で受診した場合

※ 受診の際に、医療機関等の窓口で「子ども医療費助成の現物給付を導入していますか？」とお尋ねください。

- ④ 受診した医療機関等で医療費の自己負担額に未払いがある場合

上記の場合は、医療機関等の窓口で医療費の全額を支払った後、**領収書、受給者証、保険証**をご持参の上、北中城村役場こども未来課窓口にて支給申請を行ってください。

※子ども医療費助成金の支給申請期限は、**受診した月の翌月から2年以内**です。

☆「現物給付」を利用する場合、保険適用外に関しては助成対象外です。

○受給資格者証（現物給付）は、月初めだけではなく受診の都度医療機関等の窓口で健康保険証とあわせて提示してください。

○高額療養費や家族療養附加給付金等の適用がある場合は、計算をして後日納付書を送付させていただきます。その確認のために加入保険から振込まれた旨の支払通知書や口座の写しが必要になります。

☆現物給付方式を導入している医療機関等の情報は、沖縄県ホームページからご覧になれます。

URL: <http://www.pref.okinawa.jp/site/fukushi/kenkozoshin/boshi/documents/kodomoiryou.html>

※保育園・幼稚園・学校でのケガによる医療費に関しましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが優先させるため、子ども医療費の対象外になります。

詳細につきましては、各学校、園にお問合せ下さい。

小児救急電話相談窓口 「＃８０００」

小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院などのアドバイスを受けられます。
(利用時間：毎日、午後７時～午後１１時)

☆ご不明な点はこちらまで☆

北中城村役場
こども未来課子育て支援係
子ども医療費担当
935-2230（内線 114）

